

第22回 リサイクルフェアは、「インターネット」で開催します！

乙訓環境衛生組合は、向日市、長岡京市及び大山崎町の2市1町が環境行政の一部を共同して行うことを目的として設立されている一部事務組合（特別地方公共団体）です。

リサイクルフェアの特設ページを是非ご覧ください。
<http://www.cleanplaza-otokuni.jp/>



乙訓環境



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、来場型のフェア開催は中止することとなりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

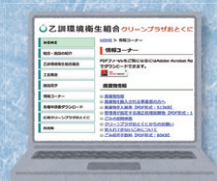
クリーンプラザおとくにの紹介



クリーンプラザおとくにって？



情報コーナー



ごみ処理量や経費など
 様々な情報を掲載

家具の再生



家具の再生工程
 再生品の販売



自転車の再生



自転車の再生工程
 再生品の販売



施設見学



施設紹介
 見学の申込み



環境クイズ



環境クイズに挑戦！



再生家具

再生自転車

抽選販売

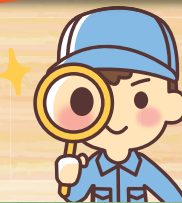
10月5日(月)から10月18日(日)まで申込を受付します



家具20点販売



自転車20台販売



今回のおすすめ品

防犯登録料
 ¥600込み

ダイニングテーブルセット



¥2,500

折りたたみ20インチ



¥3,500

机



¥1,000

シューズラック



¥3,000

Wループ27インチ



¥3,500

三輪車16インチ



¥2,500

竹椅子



¥2,000

長椅子



¥2,000

子供用マウンテン
 20インチ



¥2,000

Wループ27インチ



¥3,500

組合ホームページでは、全販売品を掲載しています。
 抽選の申込方法や注意事項等の詳細については、リサイクルフェアの特設ページをご覧ください。



乙訓環境



<http://www.cleanplaza-otokuni.jp/>

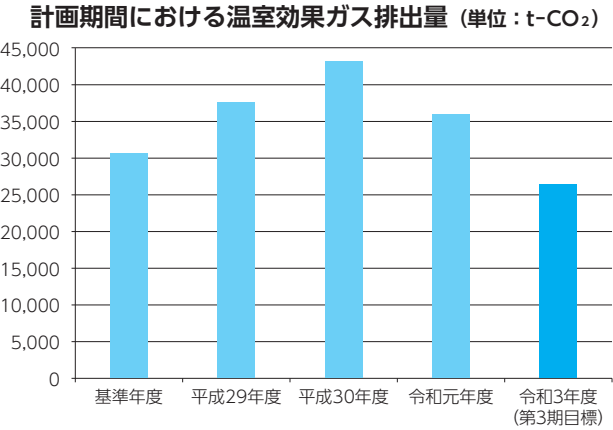


部門別排出量（単位：t-CO ₂ ）				
	基準年度 （※3）	令和元年度 （実績）	増減率 （%）	令和3年度 （目標）
事務部門 （※1）	53.22	37.14	△ 30.2	43.66
廃棄物部門 （※2）	30,725.09	36,022.52	17.2	26,672.56
合 計	30,778.31	36,059.66	17.2	26,716.22

※1：組合職員の事務等に伴う温室効果ガスの排出を対象としています。（電気の使用など）

※2：廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出を対象としています。（廃棄物の焼却など）

※3：基準年度は平成25～27年度の排出実績の平均値としています。



温室効果ガス排出量（単位：t-CO ₂ ）				
基準年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度 （第3期目標）
30,778.31	38,208.58	42,700.69	36,059.66	26,716.22

議 会 だ よ り

令和2年6月24日に開会された乙訓環境衛生組合議会令和2年第2回定例会の議案及び会議結果は下表のとおりです。

令和2年第2回定例会の会議結果

番号	件名（議案）	会議結果
4	令和2年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について	原案可決

乙訓環境衛生組合職員を募集します

- ◆募 集 職 種 事務職（若干名）
- ◆一次試験日 令和2年11月8日（日）
- ◆受 験 資 格 次 の 最 終 学 歴 に 該 当 す る 人 で、 卒 業 又 は 令 和 3 年 3 月 末 ま で に 卒 業 見 込 み の 人
 - ①大 学 平成6年4月2日～平成11年4月1日生まれ
 - ②短期大学 平成8年4月2日～平成13年4月1日生まれ
 - ③高等学校 平成10年4月2日～平成15年4月1日生まれ
- ◆申 込 み ※ 地 方 公 務 員 法 第 16 条 の 規 定 に よ る 欠 格 事 項 に 該 当 す る 人 は 受 験 で き ま せ ん 。 組 合 所 定 の 職 員 採 用 試 験 申 込 書 及 び 履 歴 書 に 必 要 事 項 を 記 入 し、
10月5日（月）～21日（水）の平日8：30～17：00の間に必ず本人が書類を提出してください。申込書類は、10月1日（木）から総務課で配布又は組合ホームページからダウンロードできます。
 詳しくは、組合ホームページの職員採用試験実施要項をご覧ください。

問い合わせ先：総務課総務係 ☎075-957-6681

処理施設からのお願い



プラスチック製容器包装圧縮梱包施設では、分別収集により集められた資源ごみのうち、プラスチック製容器包装（※）の処理をしています。プラスチック製容器包装とは、プラマーク[㊦]のついたボトル類、カップ類、パック類、トレイ類、ラップ類、フタ類、発泡スチロールなどの容器包装物ですが、下の写真のような不適物が混ざっていると機械が故障するばかりではなく作業員のけが、そして効率の良いリサイクルができない原因にもなりますので、正しい分別にご協力をお願いします。

混入されていた不適物

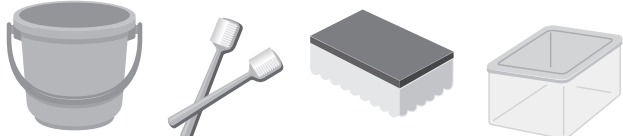


手選別作業による不適物除去の様子



間違いが多い品目

「プラスチック製容器包装」とは…
 商品を入れるもの又は包むもので、中身がなくなった時に不要となるものです。材質はプラスチックでも、プラマーク[㊦]のないもの、商品の容器や包装ではないプラスチック製品は対象になりません。
週2回の可燃ごみの日に出してください。



バケツ、歯ブラシ、スポンジ、タッパーなどのプラスチック製品



※プラスチック製容器包装とは
 向日市及び長岡京市にお住まいの方 → その他プラスチック
 大山崎町にお住まいの方 → 容器・包装プラスチック類

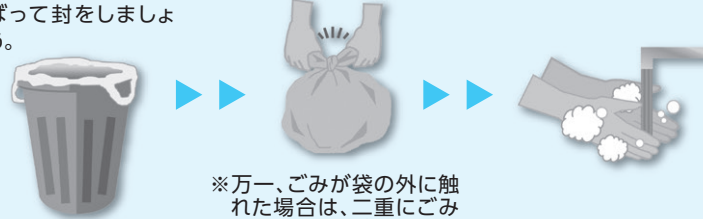
感染症の拡大防止対策へ皆様のご協力をお願いします。

鼻水などが付着したマスクやティッシュなどの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがいらっしゃるご家庭で、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけていただくことで、ご家庭や、ごみを収集・処理する作業員の感染防止につながります。
 感染症の拡大防止対策へ皆様のご協力をお願いします。

ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

出典：環境省